

個人情報保護法

— 基礎編 —

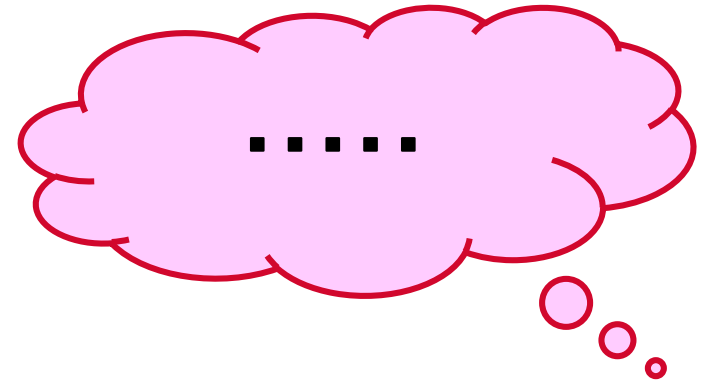
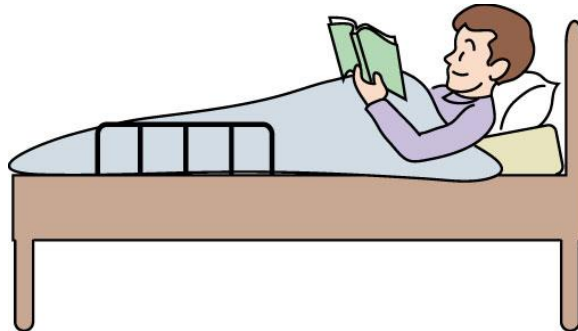


株式会社よんや

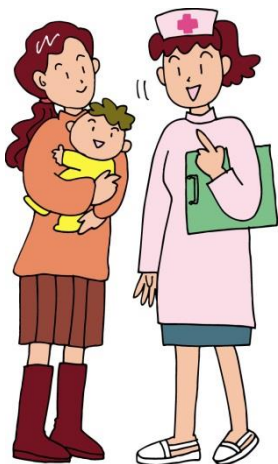
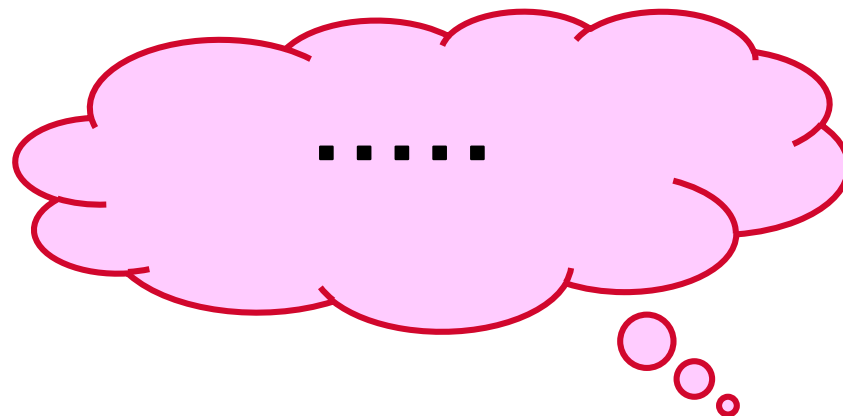


こんなことはありませんか？

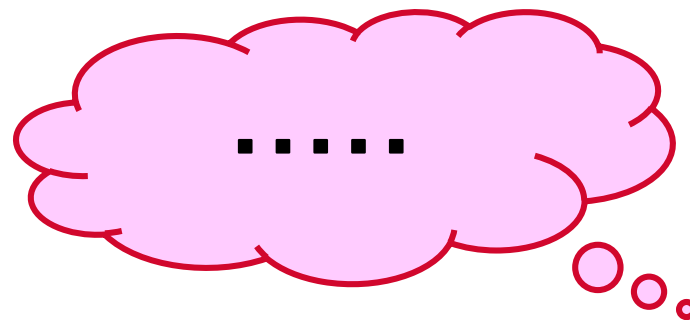
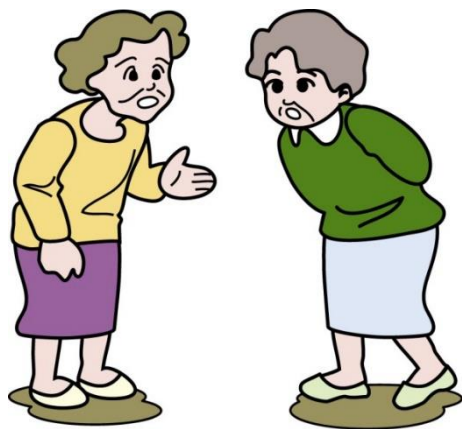
〇〇はどんな薬をもらっていますか？
どんな様子でしょうか？ 会社としても
業務の都合上、知っておきたいので。



あの人〇〇さん？どしたん？
薬もらってるの？ 何の病気？



「●●さんとおばあちゃん、あなたが勤めてる病院にかかっているって聞いたんだけど、大丈夫なの？どんな状態なの？



困りますよね・・・

対応の仕方は
現場まで
周知徹底！

そんな時は！

①すぐに動かない（相談）

②記録の習慣をつける

③対応の訓練をする





個人情報保護法

- ◆個人情報保護法は2005年4月から施行されているが、どんな法律？
- ◆医療機関・施設向けの「ガイドンス」は？



個人情報漏洩事件一覧

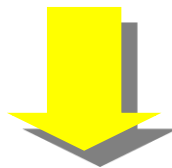
医療機関名が公表される

公表年月日	病 院 名	事 象
2015/03/05	東京歯科大学市川総合病院	患者から預かった問診票、同意書、診療情報提供書等126名分が <u>所在不明</u>
2015/02/25	筑波大学附属病院	患者情報165名分が保存された大学院生保有の <u>ノート型パソコンが盗難</u> 個人情報：ID番号、氏名、年齢、手術日、病名の略号、手術方法、手術時間、出血量、術後経過
2015/02/03	聖路加国際病院	患者情報が含まれている <u>ファイル</u> （複数の操作を行う事で個人情報の閲覧が可能となるもの）がインターネットを經由し <u>アクセス可能</u> な状態であったことが判明した 流出した個人情報の内容：女性総合診療部のしんりょうを受けた70名の氏名・年齢、検査結果（住所・電話番号の記載はなし）
2015/02/03	新潟県立中央病院	手術伝票14名分を <u>紛失</u> ※手術伝票：手術を受ける患者様の氏名、年齢、性別、病名、術式等を記載
2015/01/19	福岡市立こども病院	患者情報含む <u>USB</u> メモリが <u>所在不明</u>



～個人情報取扱事業者が負う責任～

医療情報保護は、『医療従事者の責務』



『患者の権利』

1. 自分の個人情報がどのように使われているのかを知る権利
2. 自分の個人情報を使われたくないことを言える権利



個人情報保護法とガイドラインの関係



個人情報保護法

各事業分野に共通する
必要最低限の内容



個人情報保護法の基本方針において

『特に適正な取り扱いの厳格な実施を確保する
分野』・・・金融・信用、情報通信、**医療**



『**医療・介護関係事業者における個人情報の適切な
取り扱いのための**ガイドンス』



個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、**今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。**

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和**する。
- 保有個人データの開示方法^(※)について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。**
(※)現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする。**
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象とする。**
- オプトアウト規定^(※)により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。**
(※)本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合^(※)に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。
(※)一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- 違法又は不当な行為を助長する等の**不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度^(※)に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**
(※)現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。**

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる。**
(※)命令違反:6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等:30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。**
(※)個人と同額の罰金(50万円又は30万円以下の罰金) → 1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。**
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。**

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

個人情報保護法の概要

- ◆ 平成29年5月30日 改正個人情報保護法が施行
保有している個人情報が5000件以下の事業所で
あっても適用の対象

- ◆ 義務化される内容

- ① 利用目的の通知・公表
- ② 第三者提供の制限
- ③ 本人の請求に応じた情報開示
- ④ 安全管理措置、従業員、委託先の監督
- ⑤ 苦情処理 など

虚偽報告等
50万円以下の罰金

法人
1億円以下の罰金

★罰則の適用を明記

(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)

組織としての対応が求められる!

改正前後の法定刑の比較 (個人情報保護委員会)

* 2020. 12. 12 施行

		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会 からの命令への違反	行為者	6 月以下	1 年以下	3 0 万円以下	100万円以下
	法人等	-	-	3 0 万円以下	1 億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1 年以下	1 年以下	5 0 万円以下	5 0 万円以下
	法人等	-	-	5 0 万円以下	1 億円以下
個人情報保護委員会 への虚偽報告等	行為者	-	-	3 0 万円以下	5 0 万円以下
	法人等	-	-	3 0 万円以下	5 0 万円以下



「個人情報」とは

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（法第2条第1項）

ガイドンスでは死者に
対する情報も含む

患者氏名がなければ個人情報に該当しない
だったが・・・↓

＊容易くたどり着いたら個人情報該当する



医療機関の個人情報重い！

情報のレベル	個人情報の種類
基本属性情報	氏名、住所、電話番号、年齢、家族構成、配偶者、勤務先など
センシティブ情報 (やや人に知られたくない情報)	金融や資産等に関する情報、趣味・嗜好、交友関係、性格判断、心理テスト結果など
<u>ハイリーセンシティブ情報</u> (特に人に知られたくない情報)	《診療情報》 カルテ（基本属性・病状・治療法・患者の印象など） 処方内容・検査記録、レセプトなど



個人情報
はここに！

診療録
処方せん
調剤録
手術記録
看護記録
検査所見記録
エックス線写真
紹介状 等

要配慮
個人情報

慎重に！

- 診療録等の診療記録や介護関係記録に記載された病歴
- 診療や調剤の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た診療情報や調剤情報
- 健康診断の結果及び保健指導の内容
- 障害（身体障害、知的障害、精神障害等）の事実
- 犯罪歴、犯罪により害を被った事実 等



「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」

1. 利用目的の特定、制限
2. 利用目的の通知等
3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保
4. 安全管理措置、従業員の監督、委託先の監督
5. 個人データの第三者提供の制限、記録の作成、第三者提供を受ける際の確認等
6. 保有個人データに関する事項の公表等
7. 本人からの求めによる保有個人データの開示
8. 訂正及び利用停止
9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料
10. 理由の説明、苦情対応



ガイドンス1、2

利用目的の特定

利用目的の通知等

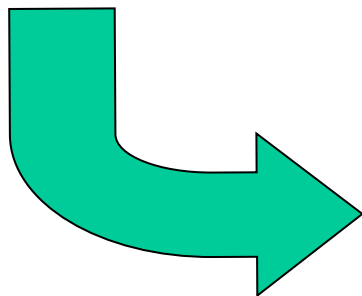
- 個人情報を取得した場合、その利用目的を明らかにしなくてはならない
- 本人の同意を得ずに、特定された利用目的を超えて個人情報を取扱ってはならない
- 個人情報を取得するにあたって、あらかじめその利用目的の公表が必要

<例外>

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護
- 公衆衛生の向上等



個人情報保護方針の 院内掲示例



黙示の同意

当院は患者さんの個人情報保護に 全力で取り組んでいます

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

院長

当院における個人情報の利用目的

- 医療提供
 - ▶ 当院での医療サービスの提供
 - ▶ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - ▶ 他の医療機関等からの照会への回答
 - ▶ 患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ▶ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ▶ ご家族等への病状説明
 - ▶ その他、患者さんへの医療提供に関する利用
- 診療費請求のための事務
 - ▶ 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
 - ▶ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ▶ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ▶ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - ▶ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用
- 当院の管理運営業務
 - ▶ 会計・経理
 - ▶ 医療事故等の報告
 - ▶ 当該患者さんの医療サービスの向上
 - ▶ 入退院等の病棟管理
 - ▶ その他、当院の管理運営業務に関する利用
- 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当院内において行われる医療実習への協力
- 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- 外部監査機関への情報提供

付
記

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しない事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

〇〇〇病院



ガイドンス3

個人情報情報の適正な取得と 個人データ内容の正確性の確保

■ 適正な取得

- 親の同意なく、十分な判断能力を有していない子供から家族の個人情報を取得してはならない。ただし、当該子供の診療上、家族等の個人情報の取得が必要な場合で、当該家族から個人情報を取得することが困難な場合はこの限りではない。

■ 正確性の確保

- 正確性、最新性を維持するために、委員会等を設け、具体的なルールの作成や、研修等を行うことが望ましい



愛媛県内の漏えい事件

院内のデータも
適正な取得・活用を！！

平成28年

愛媛県〇〇市〇〇町の市立〇〇病院は8日、患者の電子カルテを業務目的とは関係ない理由で閲覧して個人情報を経外に漏えいさせたとして30代と40代の女性看護師を停職4カ月に、同患者のカルテを目的外閲覧したとして別の女性看護師4人を減給10分の1、1カ月の懲戒処分にしたと発表した。処分は2015年12月1日付。発表が遅れた理由について病院は「当該患者の公表可否やその範囲の確認などに時間を要した」とし、漏えいした情報の内容を明らかにしていない。

病院によると、看護師6人は15年9月中旬、救急外来を受診した市内の女性患者の電子カルテを正当な理由なく閲覧。30代と40代の看護師2人が家族に患者の個人情報を口外して院外に拡散した。6人と患者は共通の知人で、漏えいした情報は第三者らを介して患者の耳にも届いた。6人は「興味本位で見た」と説明しているという。

管理監督責任を問い、院長を文書注意、看護部長と看護師長を訓告、別の看護師長を口頭注意とした。市長は管理者を文書注意した。

ガイドンス4

安全管理措置、従業員の監督及び 委託先の監督

◆個人データの安全管理のため、
組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置
を講じなければならない

- ① 個人情報保護に関する規定の整備、公表
- ② 個人情報保護推進のための委員会等の整備
- ③ 個人情報漏洩時の報告連絡体制の整備
- ④ 雇用契約時の個人情報保護に関する規定の整備
- ⑤ 従業員に対する研修の実施
- ⑥ 個人データの盗難・紛失等を防止するための物理的 安全措置、
技術的措置
- ⑦ 個人データの適切な保存
- ⑧ 個人データ廃棄の場合、復元不可能にすること



個人情報保護法における安全対策の例

★「安全管理区画の入退室管理」

⇒ ICカード、認証システムなど



★「保管庫の施錠」

⇒施錠可能な保管庫の設置及び鍵の管理など

★「防犯（盗難）対策」

⇒パソコンの固定、監視カメラの設置など

⇒パスワード設定、ファイアウォール設定など



§ 情報及び情報機器の持ち出しについて最低限のガイドライン

《医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版》



Q. なぜセキュリティ対策が必要なのか？

A. 自宅に鍵をかけてお金や資産を守ることと同じで、医療機関にも大切な情報がたくさんあります。それらを正しいセキュリティ対策で守らないと、情報が漏洩したり、誰かに改ざん、破壊、盗難されたりする危険性があります。正しい知識を持ち、様々な脅威から情報資産を守ることが必要です。

セキュリティの知識を持たないと、ウイルス入りのファイルやメールを周囲にばらまくことなど、ご自分が加害者になる可能性の方が、今は高くなっているのです。



平成24年5月、病院勤務の女性職員が、患者であるスポーツ選手のカルテを発見したという内容をツイッター投稿

* 高い匿名性

- ・ 規範意識が鈍る、モラルの低下
- ・ 不適切投稿の土壌

* 投稿手段の簡易性

- ・ スマホで場所、時間を問わず、容易に投稿が可能
- ・ 投稿内容を吟味することなく即時投稿が可能
- ・ 不適切投稿の土壌

* 被害の高い伝播性

- ・ 投稿内容が一瞬にして拡がる
- ・ リツイート、シェア機能でさらに高い伝播性

* 被害覚知の困難性

- ・ ネット上の誹謗中傷など直接の攻撃ではない場合
- ・ 被害を把握するまでに時間を要する
- ・ その間に被害がより拡大

* 早期被害回復の困難性

- ・ 早期の削除要求に応じてくれない場合
- ・ 法的手続きを取る場合の手間、時間、費用

SNSトラブルの特徴



* 個人データの第三者提供①

◆ 原則 第三者への情報提供の禁止

■ 例外

- 法令に基づく場合

《例》 立入検査、児童虐待に係る通告等

- 人の生命、身体又は財産の保護のために、本人の同意を得ることが困難なとき

《例》 意識不明で身元不明の患者について、関係機関に照会

- 公衆衛生の向上等のために本人の同意を得ることが困難なとき

《例》 健康増進法に基づく地域がん登録事業による情報提供



* 個人データの第三者提供②

■ 第三者に該当しないケース

『同一事業所内における情報提供であり、第三者に該当しない場合』

- 病院内の他の診療科との連携
- 同一事業者が開設する複数の施設間における情報提供
- 当該事業者の職員を対象とした研修での利用（措置が必要な場合あり。診療録等を利用する場合は注意）
- 当該事業者内で経営分析を行う為の情報の提供

『他の事業者等への情報提供』

- 検査等の業務を委託する場合
- 外部監査機関への情報提供

■ 本人の同意が得られていると考える場合

- 院内掲示等により公表しており、患者からの留保の意思表示がない場合等



どのような義務（努力義務含む）が課せられるのかを簡単にまとめました↓

1) 利用目的の明確化

- ・ 利用目的をできる限り特定しなければならない（15条）
- ・ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない（16条）
- ・ 利用目的を通知又は公表しなければならない（18条）
- ・ 利用目的を変更したときに通知又は公表しなければならない（18条）

2) 不正取得の禁止

- ・ 偽りその他不正の手段により取得してはならない（17条）

3) 個人情報の管理

- ・ 正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない（19条）
- ・ 安全管理のために必要な措置を講じなければならない（20条）

4) 監督

- ・ 従業者・委託先に対し必要な監督を行わなければならない（21条、22条）

5) 第三者供与

- ・ 本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない（23条）
- ・ 共同利用についてあらかじめ同意を得ている範囲での提供は適用外
- ・ 利用目的達成のための業務委託の際の提供は適用外

6) 本人の関与

- ・ 事業者名、利用目的等を本人の知り得る状態に置かななければならない（24条）
- ・ 本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない（25条）
- ・ 本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない（26条）
- ・ 本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない（27条）
- ・ 適切かつ迅速な苦情の処理に努めなければならない（31条）



こんなCASEは・・・？

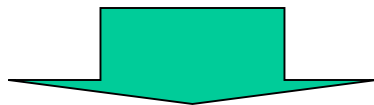
～個人情報の適切な取り扱い～



大規模災害や事故等で搬送された患者に対する問い合わせ（家族等）があった場合、患者の同意を得ずに回答できるでしょうか？

- ・ 第三者提供の例外に該当するため、本人の同意を得ずに存否情報等の回答可能

法第23条第1項第2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の「人」には家族も含まれる



本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることによって本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護に資するような情報提供を行うべき。



警察等捜査機関から患者の状況について照会や事情聴取があった場合、患者の同意を得ずに回答できるでしょうか？

- ・「法令に基づく場合」に該当し、患者本人の同意を得ずに回答しても違反とならない。

ただし、求められた内容以外の情報を提供した場合、民法上損害賠償を請求される場合もある。

そのため、個人情報を提供する場合は、当該状況を説明できるよう捜査官の氏名、役職等を確認、後日患者に説明できるよう準備が必要。



学校で怪我をした生徒の状態を、付き添ってきた担任の先生に説明してもいいか？

- 「本人の同意が得られていると考えられる場合」にあたり、説明は可能。
- ◆ 怪我の原因となった事故の再発防止等の目的で学校側に必要な情報を伝えておくべきと医師が判断した場合は、生徒の同意は不要

ただし、

- ◆ 生徒が先生の同席を拒めば別。
- ◆ 同席して説明を受けなかった場合に、後から電話等で問い合わせてきた時は、本人の同意が必要。



電話対応フローチャート

電話の相手は「患者本人」である

YES

NO

本人確認

確認内容

- ・生年月日
- ・患者ID
- ・最終来院日、または入院退院日
- ・自宅住所、電話番号

問い合わせ内容を確認する

日付等

医療費等

診療内容等

連絡先を確認し、
折り返し電話、またはFAXで対応

受診時に医師に聞いてもらうか、
文書依頼してもらう

文書担当に
事前連絡

同意OK、
確認OK

確認できない

電話相手と患者の関係または問合せの相手を確認する

他医療機関

公的機関

保険会社等

家族等

「同意の黙示」の
基づいて対応

「例外的事項」の
基づいて対応

「患者の同意の有無」を
確認する

問い合わせ内容を確認する

日付等

医療費等

診療内容等

緊急度を確認する

緊急度「高」

緊急度「低」

連絡先を確認し、折り返し電話、またはFAXで対応

文書依頼をしてもらい、
文書または「診療情報提供書」で対応

整理すると . . .

「個人情報」の取り扱いのポイント

患者の健康に還元する範囲、かつ診療に関わる医療従事者で使われる限り、**これまでと同じルールで扱う**

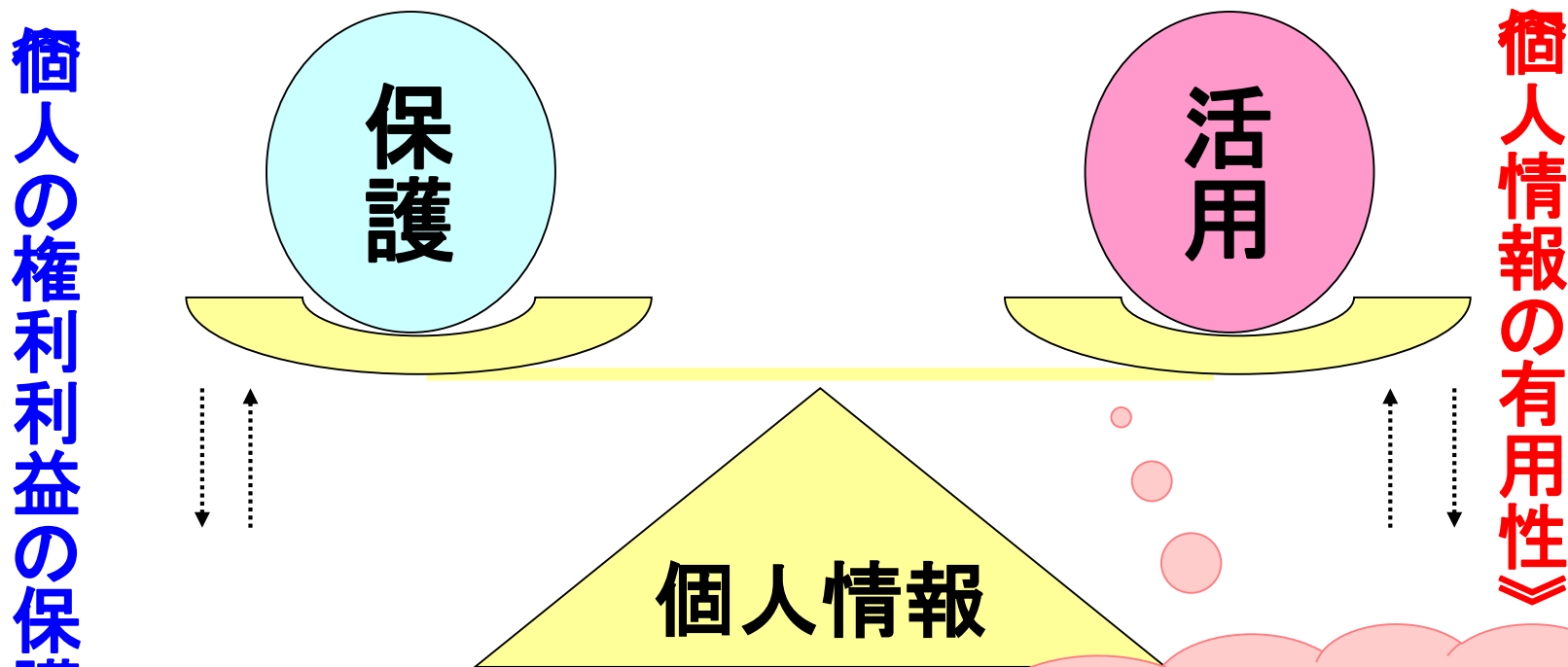
対応時に、一旦立ち止まり、その上で、なお利用や提供をしなければならないならば、「**本人の同意を取る**」か「**除外事由**」があるか確かめる

「1人では決めない」

「迷う場合は、プロセス(考えたこと等)を記録に残す」



個人情報保護法は 「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」 のバランスを図るもの



個人情報保護法は法律です！
法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが大切です。

	令和2年							令和3年			令和4年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	...	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
法定刑の引き上げ (第83条から第87条)	公布の日から起算して 6月を経過した日 (令和2年12月12日)							一部施行									
第23条第2項により個人 データを第三者に提供しよう とする際の経過措置 (第23条第2項)	公布																
	公布の日から起算して 1年6月を超えない範囲内																
全面施行	公布の日から起算して2年を超えない範囲内																



ご清聴
ありがとうございました